

消費者機構日本ニュースレター

152号

順天堂大学医学部で女性であることや浪人年数等を理由とした不当な選抜基準が設けられていたことに関し、平成29年度・平成30年度の入学試験志願者(受験生)のうち、上記属性に該当する方で合格しなかった方への入学検定料等の返還を求めて、被害回復訴訟を提起しました。

当機構は当該大学が性別、浪人年数を理由として不当な選抜基準を設けていたことを受け、2019年2月9日付で受験料返還などを求める「申入れおよび要請」を送付しました。

[申入れの趣旨]

平成30年度・平成29年度の医学部の入学試験を、一般A方式によって受験した女性及び浪人生である志願者(合格者(当該年度の追加合格者を含む)を除く)並びに一般B方式、センター・独自併用方式及びセンター利用方式によって受験した女性である志願者(合格者〔当該年度の追加合格者を含む〕を除く)に対して、直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしてください。

これに対し、当該大学より3月12日付で「本件に関する対応は既に大学のホームページ等で案内しているとおりであり、現時点で消費者機構日本の申入れにあるような対応を図る予定はない」旨の回答がきました。

[順天堂大学のホームページでの案内の内容]

<https://www.juntendo.ac.jp/news/20181210-03.html>

医学部入学試験に係る第三者委員会緊急第一次報告書を受けて

第2 本学の今後の対応について

不利益取扱いにより不合格となった受験生への対応

(1) 平成29年度及び30年度入学試験において不利益取扱いにより不合格となった受験生の人数は次の通りでした。

一次試験…平成29年度：52人，平成30年度：65人

二次試験…平成29年度：24人，平成30年度：24人

(2) 一次試験における対象者については入学検定料の返還を行います。

(3) 二次試験における対象者については追加合格を行い、個別に入学の意向を確認します。

つまり、当機構は不当な選考を受けた女性・浪人生といった属性の志願者(合格者を除く)を対象とした入学検定料総額の損害賠償を求めたのに対し、当該大学は、不利益取り扱いによって不合格となった者に限った対応をしていると回答したものです。ここまでの経緯についての詳細につきましては、当機構ウェブサイト(下記URL)をご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190910_02.html

当機構は、募集要項において、女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けていることを明らかにせずに入試を実施することは、社会的相当性を逸脱する違法な行為であり被告は不法行為責任を負うと考え(主位的請求の理由)、また、女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けることは「公正かつ妥当な方法」とはいえず、被告の裁量を逸脱する違法なものといえ、被告は不法行為責任を負う等と考え(予備的請求の理由)、10月18日に東京地裁に、順天堂大学を被告とする共通義務確認訴訟を下記の請求内容で提起しました。

【主位的請求】

(1) 被害回復の対象となる受験生

平成30年度及び平成29年度の医学部の入学試験の受験生で以下に該当する人。当該年度で合格となった人を除きます。

- ① 一般A方式によって出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である受験生
- ② 一般B方式、センター・独自併用方式及びセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性である受験生

(2) 被害回復の対象となる損害

- ① 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額
- ② 民法所定の年5分の割合による遅延損害金

【予備的請求】

(1) 被害回復の対象となる受験生

平成30年度及び平成29年度の医学部の入学試験の受験生で以下に該当する人。当該年度で合格となった人を除きます。

- ① 一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって、一次試験を受験した者
- ② 一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって、二次試験を受験した者

(2) 被害回復の対象となる損害 ～主位的請求と同じ～

詳細は、当機構ウェブサイト（下記URLを参照ください。）

http://www.coj.gr.jp/trial/topic_191018_01.html

＜第1回期日 傍聴のご案内＞

2020年1月10日（金）10時30分です。（東京地方裁判所415号法廷）

消費者機構日本 会長 中山弘子が意見陳述を行います。

学校法人東京医科大学に対する共通義務確認訴訟の経過

【これまでの訴訟の経過】

当機構が2018年12月17日に当該大学に対する共通義務確認訴訟を提起して以来、第1回期日（2019年2月22日、口頭弁論）から始まり、第2回（2019年4月15日）から第5回（2019年10月1日）まで弁論準備手続き審理が続いてきました。この間、女性や多浪生といった属性により不当な選考が行われることが判っていても、その属性に該当する者が受験したかどうかという論点が浮上しています。この点について、双方の主張（書面からの抜粋）を下記URLに掲載していますのでご参照ください。http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190910_01.html

第6回の期日は、2019年11月22日（金）に口頭弁論として行われ、この期日をもって結審となりました。当機構代理人の鈴木敦士弁護士が、総括的な意見陳述を行いました。意見陳述の内容は、下記URLで確認いただけます。

http://www.coj.gr.jp/trial/pdf/topic_20181217_01_06.pdf

＜第7回期日（判決言い渡し） 傍聴のご案内＞

判決言い渡しは、2020年3月6日（金）11時、東京地裁415法廷です。

㈱くるなびの車輛買取契約約款が改定されました。

消費者から情報提供を受け、株式会社くるなびに対して「車輛買取契約約款」の一部を次の内容で是正するよう申し入れました。

【申入れ内容】

事業者（買主）が無催告で解除できる場合を定めた条項の一部を改めること。

車輛買取契約成立後に当該車両の瑕疵が判明した場合に、事業者（買主）が消費者（売主）との協議・合意なくして売買金額を減額し再契約を締結できる、もしくは車輛を返却できるものとする条項を改めること。

その後、当該事業者と協議した結果、当機構の申入れの趣旨に沿った内容で「車輛買取契約約款」を改定することに合意しました。

詳細につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190906_01.html

一般社団法人日本住宅環境向上機構は、当機構との協議に応じませんでした。当該法人が使用している「保険申請支援及び補修工事完全合意条項」は問題ある為、消費者に向けて、当機構ウェブサイトで注意喚起を行いました。

一般社団法人日本住宅環境向上機構は、「保険金を使って、住宅を修理しませんか」と勧誘し、保険申請の支援と住宅補修工事を行っている事業者です。当該法人が使用している「保険申請支援及び補修工事完全合意条項」に問題があり、当機構からは是正の申し入れを行っていましたが、回答がありませんでした。

その為、国民生活センターによる「和解の仲介申請」を行い、当該事業者と協議を行なおうとしましたが、この協議にも応じることがなく、「和解仲介手続」は不調となりました。

そこで当機構は、当該法人が使用している「保険申請支援及び補修工事完全合意条項」には、問題があるとして、ウェブサイトで内容を公表し、注意喚起を行いました。

当機構ウェブサイト http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190919_01.html

<当機構が問題とした条項>**第3条 合意の解消****1. 合意解消**

甲は、下記の理由により合意を解消する場合は、手数料を支払うことにより解消することができる。保険会社への申請後は、甲は乙へ受取保険金額の40%を支払う。

※但し、合意を解消する場合は、甲の不慮の事故や長期入院、災害による建物崩壊等のやむをえない場合に限り、また乙が特別な事情で工事ができないと判断した場合も合意を解消することができる。また申請後、甲によって保険申請をキャンセルした場合は、見積もり金額の40%を乙に対して1カ月以内に支払う。

<不当と考える点>**①上記枠内一重下線部分**

受取保険金額や見積金額は、補修工事費用に相当する金額であると考えられるが、補修工事着手前の契約解除の場合でも、その費用の40%もの額を違約金として徴収するのは、当該法人に生

じる平均的な損害を超える部分を含んでいると考えられる。したがって、消費者契約法第9条第1号に該当する不当条項である。

なお訪問し営業して契約した場合は、特定商取引法の対象となる訪問販売にあたるが、その場合、契約の解除に伴う損害賠償等の額には制限が設けられているが、それを超える違約金を定めている。

②上記枠内二重下線部分

本件契約は、保険申請業務及び補修工事をその内容としている。保険申請業務(委任契約)は解約の自由が原則であり(民法651条)、補修工事(請負契約)は、請負人が仕事の完成をしない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約の解除ができる(民法641条)。にもかかわらず、解約を「不慮の事故や長期入院、災害による建物崩壊等のやむを得ない場合に限ると」した本規定は、消費者契約法10条により無効と考える。

全国の適格消費者団体(22団体)のホームページ公表情報
(2019年9月1日~2019年11月28日分)

○各適格消費者団体(21団体)のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。


適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(9月1日~11月28日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/9/5 : キタコー(株)が不当条項の使用停止を約束しました! ■ 2019/9/5 : (株)ファクター・ナインサービスから回答書が届きました。 ■ 2019/9/26 : 有限会社 YUMEX CORPORATION に対し申入書を送付しました。 ■ 2019/10/1 : デジタルプラットフォーマーと消費者との取引における個人情報などの提供に関して、優越的地位の濫用を提供していくという公正取引委員会の考え方について意見提出を行いました。 ■ 2019/10/25 : ニュースレター号外版(中和石油差止請求訴訟)を発行しました! ■ 2019/10/25 : 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に対する意見書を提出しました。 ■ 2019/11/13 : 適格消費者団体・特定適格消費者団体17団体が(株)WILLに関する情報提供を受け付けております。 ■ 2019/11/24 : (株)ソプラティコに対する申入れ協議は終了しました。 ■ 2019/11/25 : (株)ソプラティコに対する申入れ協議は終了しました。
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/11/12 : 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書において提案されている考え方に関する意見を提出しました。 ■ 2019/11/12 : 11月1日、ネットとうほく消費者被害事例ラボが『津谷裕貴・消費者法実学実践賞』を受賞しました。受賞決定通知(PDF) ■ 2019/11/12 : WILL(株)・(株)ワールドイノベーションラボオール・VISION(株)に関する情報をお寄せください。

<p>《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/11/12 : WILL(株)・(株)ワールドイノベーションラブオール・VISION(株)に関する情報をお寄せください。 ■ 2019/11/21 : 申入れ活動一覧を更新しました
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/9/4 : (株) NTT ドコモ上告不受理決定通知が届きました ■ 2019/9/11 : (株) NTT ドコモ契約締結差止等請求控訴事件 上告不受理決定について ■ 2019/9/18 : (株) ディー・エヌ・エーに対する差止請求訴訟 第9回期日傍聴のご案内 : (株) ROOKIES に対し、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行ないました ■ 2019/9/27 : (株) エムアンドエムに対し、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行ないました ■ 2019/10/3 : トレンドマイクロ(株)に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました ■ 2019/10/15 : (株) エムアンドエムから消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」に対する回答を受領しました
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/9/6 : 株式会社くるなびの車輛買取契約約款が改定されました。 ■ 2019/9/10 : 東京医科大学 平成29年度・平成30年度の入学検定料等の返還請求の共通義務確認訴訟の進捗とあらためての情報提供のお願い ■ 2019/9/10 : 順天堂大学医学部の受験料返還申入れの経過報告と情報提供のお願い ■ 2019/9/10 : 株式会社かんぼ生命保険による不適切な保険販売に対する抗議と意見表明 ■ 2019/9/18 : (株)かんぼ生命保険への要請案件 ～親族の同席なく締結した高齢消費者の保険契約に関する協議終了報告～ ■ 2019/9/19 : (一社)日本住宅環境向上機構が使用している条項に問題あり！ご注意を！ ■ 2019/10/18 : 順天堂大学医学部の平成30年度・平成29年度の入学検定料等の返還を求めて被害回復訴訟を提起しました。 ■ 2019/10/25 : 昭和大学に医学部受験料の返還を申し入れましたが、現在検討中との回答に止まっています。 ■ 2019/10/30 : ～宿泊業界団体への要請～東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間を含む一定期間の宿泊契約のキャンセル料水準について調査・指導を求めました～ ■ 2019/11/12 : 株式会社エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟 第11回期日(12月9日 口頭弁論)のお知らせ ■ 2019/11/12 : WILL(株)・(株)ワールドイノベーションラブオール・VISION(株)に関する情報をお寄せください。

	<p>■2019/11/20: 株式会社常陽銀行によるカードローン規定の改定について</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>■2019/10/9: 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見書を提出しました。</p> <p>■2019/11/12: WILL(株)・(株)ワールドイノベーションラポール・VISION(株)に関する情報をお寄せください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>■2019/9/26: 消費者庁が当法人と株式会社ビックカメラとの間で差止請求に関する協議が調ったことを公表しました(2019.9.20付) https://www.caa.go.jp/notice/entry/016574/</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>■2019/11/13: 【情報提供受付】WILL(株)等に関する情報提供受付について</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■2019/9/18: 株式会社第三銀行に対して申入終了通知書を送付しました。</p> <p>■2019/9/18: 株式会社愛知銀行に対して申入終了通知書を送付しました。</p> <p>■2019/9/23: 株式会社名古屋グランパスエイトから回答書が届きました。</p> <p>■2019/9/30: 株式会社アイ工務店から回答書が届きました。 : 大東建託パートナーズ株式会社から報告書が届きました。</p> <p>■2019/10/9: 株式会社清水銀行から回答書が届きました。</p> <p>■2019/10/16: 株式会社アニメイトに対して再申入書を送付しました。</p> <p>■2019/10/17: 株式会社SHIから回答書が届きました。</p> <p>■2019/10/23: ◆改善事例 名古屋観光ホテルに対する申入れ</p> <p>■2019/10/29: 大東建託パートナーズ株式会社から報告書が届きました。</p> <p>■2019/11/11: 株式会社アニメイトから回答書が届きました。</p> <p>■2019/11/19: 株式会社IAMに対して申入終了通知書を送付しました。</p> <p>■2019/11/19: 株式会社名古屋グランパスエイトに対して申入終了通知書を送付しました。</p> <p>■2019/11/19: 楽天株式会社(楽天ラクマ)に対して連絡書を送付しました。</p> <p>■2019/11/19: 株式会社エイチ・アイ・エスに対して問合書を送付しました。</p> <p>■2019/11/19: 株式会社アイエーシーインターナショナルに対して回答書を送付しました。</p> <p>■2019/11/27: 大東建託パートナーズ株式会社から報告書が届きました。</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>■2019/9/13: ロータシア製薬株式会社に対して差止請求訴訟を提起しました。</p>

<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/9/5 : 鍵交換・鍵開け（解錠・開錠）サービスなどを行う(株)鍵（サイト名「鍵のレスキュー」）のWeb上の表示の改善を受けて、申入れ・要請活動を終了しました。 ■ 2019/9/5 : 「ピラティススタイル」、「b a s iピラティス」、「ヨガプラス」、「ピクラムヨガ」を運営する(株)ぜんの休会・退会に関する契約条項の改善を受けて、申入れ活動を終了しました。 ■ 2019/9/30 : 簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（2019年4月1日独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構から名称変更）に対して、「要請書（その7）」を送付しました。 ■ 2019/10/7 : 「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に対する意見を提出しました。 ■ 2019/10/7 : 合同会社ユー・エス・ジェイに対して、消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書（訴訟を提起する事前告知）を送付しました。 ■ 2019/10/17 : ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ）に対して、差止請求訴訟を提起しました。 ■ 2019/11/5 : 簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から回答書を受領しました。 ■ 2019/11/6 : 「外国株式の国内店頭取引」に関する各証券会社のホームページ上の表示に関する調査及び意見交換の結果について ■ 2019/11/13 : WILL(株)、(株)ワールドイノベーションラオール、VISION(株)に関する情報をお寄せください。
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/11/5 : コインチェック株式会社、株式会社bitFlyerの2社に対して、通知書を発送しました。今回の申入れについて、一定の是正がなされたと受け止め、ご理解を得られたものと評価し、申入れ活動を終了することとしました。 ■ 2019/11/6 : みなと水道設備及び大和設備に対する差止請求訴訟について、中間の報告を致します。 ■ 2019/11/6 : 株式会社関西住宅設備及び株式会社アールサービスに対する差止請求訴訟について、中間の報告を致します。 ■ 2019/11/12 : みなと水道設備及び大和設備に対する差止請求訴訟について、第8回期日が開催され、和解に向けての協議が行われました。 ■ 2019/11/25 : 一般社団法人生命保険協会に対し、「再申入書」を発送しました。
<p>《消費者ネットおokayama》 http://okayama-con.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/11/13 : 当ネットは、消費者機構日本の呼びかけに基づき、他の適格消費者団体と連携してWILL(株)・(株)ワールドイノベーションラオール・VISION(株)に関する情報受付を行っています。
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/10/15 : 株式会社西本ハウスに対する差止訴訟での和解のお知らせ。 2019/10/15 : 株式会社西本ハウス第6回期日報告。 ☆ 株式会社西本ハウスへの申入活動一覧はこちらから

<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/</p>	<p>■2019/11/13：WILL(株)、(株)ワールドイノベーションラプオール、VISON(株)に関する情報をお寄せください</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■2019/9/19：北九州マラソン実行委員会に申入れを行いました</p> <p>■2019/9/19：ヤフオクドームリレーマラソン2019大会事務局から「回答書」が届きました</p> <p>■2019/9/19：株式会社もみじ探偵社申入れ活動終了の報告</p> <p>■2019/10/4：学校法人福岡大学申入れ活動終了の報告</p> <p>■2019/10/4：アプライド株式会社第27回弁論準備期日の報告</p> <p>■2019/10/14：消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見</p> <p>■2019/10/16：北九州マラソン実行委員会から「回答書」が届きました</p> <p>■2019/10/16：福岡マラソン実行委員会から「回答書」が届きました</p> <p>■2019/11/20：株式会社プリンシプルに申入れを行いました</p> <p>■2019/11/20：アプライド株式会社第28回弁論準備期日の報告</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>■2019/11/18：不用品の買取・回収を行う株式会社HOW ZIT(ハウジット)(サイト名「熊本不用品買取センター」)のウェブサイト上の表示の改善を受けて、申入れ・要請活動を終了しました。</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人: 藤井喜継 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077